平成２７年（フ）第２２６号
相模原市中央区相模原５丁目８番19―504号
債務者　福田　哲彦
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３２号
相模原市中央区田名2300番地　相模原グリーンタワー306
債務者　森田　剛弘
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８２号
北海道室蘭市高砂町５丁目13番12号　川人ＡＰ　１Ｆ、前住所北海道室蘭市高砂町５丁目13番16号
債務者　伊藤　政明
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
北海道帯広市西18条南３丁目31番12号　啓西ハイツＢ１階Ｂ－２号室
債務者　小椋　知巳
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
群馬県伊勢崎市八坂町517番地６
債務者　加藤　祐二
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６１号
群馬県前橋市荒牧町1442番地１　代栄パレスＮｏ．35　103号
債務者　阿部　正光
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７０号
群馬県伊勢崎市喜多町156番地５　青木ハイツ102
債務者　金子　吉美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５９１号
さいたま市見沼区大字大谷1368番地２　レオネクストメゾンひだまり102号、旧住所長野県上田市中之条827番地４　ペアーハウス101号
債務者　ハスグル由香（旧姓宮坂）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６４６号
埼玉県志木市柏町６丁目30番45―203号、旧住所埼玉県志木市柏町４丁目３番63号　サニーコート柏　105号
債務者　上林　尚子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
埼玉県春日部市一ノ割３丁目14番51号　一ノ割ハイツ202
債務者　多倉　杏子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
埼玉県越谷市南町３丁目７番26号　ハローズハウス102
債務者　片山喜久治
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４５４号
千葉県習志野市東習志野４丁目９番１号　アバハウス習志野105号
債務者　小島　　実
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５８号
千葉県白井市富士151番地の２　白井ロジュマン909号
債務者　井上　正晴
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６１号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口999番地の９　グラッドⅢ　101号
債務者　中西理香子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第６７号
岐阜県瑞浪市上野町２丁目113番地の１　コーポ東美３号館　202号
債務者　小川　恭平
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２１０号
静岡県沼津市吉田町21番33号　東栄マンション202、前住所静岡県沼津市上香貫三園町1389番地　ヴィラ・スカーラ204号
債務者　秋山　眞里
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係